

岩手県第 8 2 回原状回復対策協議会資料 (R3.6.12)

- ワーキンググループの活動状況について (資料 3)
 - I 普及啓発活動の実施について
 - II 跡地利活用について

I 普及啓発活動の実施について

二戸保健福祉環境センターでは、県境不法投棄事案の伝承を目的に、管内環境活動団体と協働で事業を実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し事業を中止したが、令和3年度は、感染対策を取ったうえで再開を予定している。

1 高校生を対象とする出前授業

地球環境や自然保護などに興味が増す高校生を対象として、事案を担当した元県職員や原状回復対策協議会の地元委員などを講師として派遣し、事案の発生や対応の経緯等について出前授業を行う。

平成30年度、令和元年度に引き続き二戸市内の高校を対象とし、新型コロナウイルス感染症の状況に配慮したうえで、学校と調整し開催する。

(参考) 出前授業開催実績

開催年月日	対象校	受講者数	内容
平成30年9月19日(水)	福岡高等学校 1年生	158名	DVD視聴、 県職員OBから の講義(計50 分)
平成30年10月18日(木)	福岡高等学校 定時制	21名	
令和元年6月7日(金)	福岡高等学校 1年生	145名	
令和元年9月25日(水)	福岡工業高等学校 1年生	44名	

2 高校生による環境保全に係る学習発表会

県境不法投棄事案の出前授業を受けた高校生に、住みよい環境を未来につないでいくための方策を考えて発表してもらおう。発表方法等については事業委託団体、高校と調整のうえ決定する。

3 環境フェスティバルの開催

親子を対象として家庭で環境保全について対話をするきっかけとなるイベントを開催する。内容としては、環境に関する講演会のほか、地域の環境活動の紹介、体験学習、子供が描いたエコキャラクターの絵のコンテスト及び作品展などを事業委託団体と協議し決定する。会場内に県境不法投棄事案についての展示スペースを設け、来場者に周知することを予定している。

II 跡地利活用について

1 跡地利活用の方向性

・県境産廃跡地の利活用に当たっては、**現場土地の負のイメージを払拭し、安心感を醸成することが必要**です。

・いわて県民計画(2019～2028)では、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開していくため、「新しい時代を切り拓く11のプロジェクト」を掲げ、岩手らしさを生かした新たな価値・サービスの創造などの先導的な取組を進めていくこととしています。

・同プロジェクトのうちのひとつ「水素利活用推進プロジェクト」では、岩手県の豊富な再生可能エネルギー資源を最大限に生かし、再生可能エネルギー由来の水素を多様なエネルギー源の一つとして利活用する取組を通じて、低炭素で持続可能な社会の実現を目指しています。



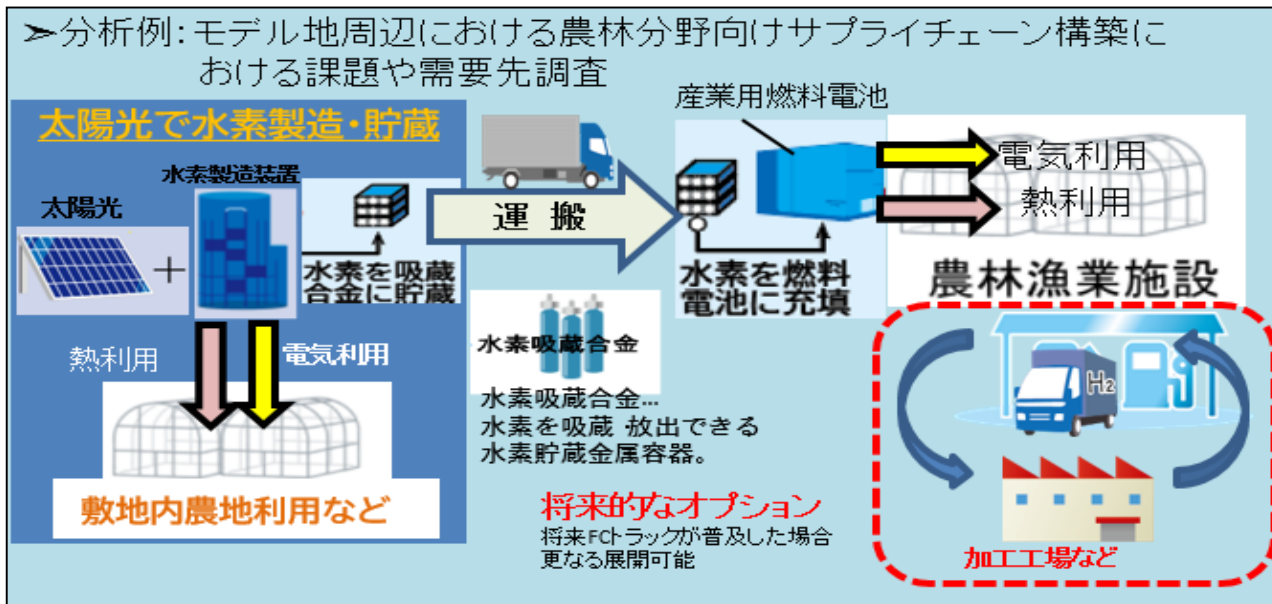
・そこで、新たに、**県境産廃跡地をモデル地**として、**水素関連産業の可能性調査**を行う等、現場の価値を高める取組を進めていきます。(太陽光発電設備を設置し水素製造することを想定。農林水産分野(園芸施設や畜舎など)での将来的な利活用を図るもの。)

・水素関連産業の可能性調査の結果、水素関連産業の立地可能性があれば、立地事業者を県として探していきます。

事業計画	R3	R4～R6	以降
再エネ水素の利活用推進	可能性調査	【取組モデル例】プレイヤー(需要先、導入者等)探し	導入を図る



2 跡地利活用の今後の取組み



【地域振興】

水素の利活用に取り組むことにより、水素の製造や貯蔵、運搬、利活用に付随する新たなビジネスが創出されることから、こうした水素関連ビジネスに地元の事業者が参入することにより、産業振興や雇用創出など、地域経済の活性化につながるものと期待されます。



【地元自治体・地域との連携】

事業の導入、利活用の推進に当たっては、貯蔵、運搬等の事業計画等が必要になりますが、計画に当たっては、民間事業者のほか、地元自治体等の地域と連携した実施体制の構築が必要となります。